

保育所(園)の 入所申し込みは2月16日までに

平成13年度の入所受付は、12月1日(金)から2月16日(金)まで市内各保育所(園)、市福祉事務所で行います。

◎保育園とは・・・

保育所(園)は児童福祉法により、いずれの親も外勤、自営及び看護などの理由により、家庭において「十分保育ができない」状態にある児童を、親にかわって、一般家庭同様の保育を目的とした施設です。したがって、どの家庭の児童も無条件に入所(園)できるものではありません。

◎保育料について・・・

保育料は、原則的に入所する児童の父母の平成12年分所得税額、平成12年度市民税の有無により決まります。

また、毎年7月に税額の見直しにより、保育料が変わる場合があります。その場合は、4月にさかのぼり還付若しくは徴収いたします。

◎保育所(園)に入所できる基準について・・・

次のいずれかの事情に該当する場合です。

- 1 家庭外労働→親が昼間、家庭の外で仕事をしており、保育ができない場合。
- 2 家庭内労働→親が昼間、児童と離れて日常の家事以外の仕事をしており、保育ができない場合。
- 3 母親の出産など→母親が出産(産前六週～産後八週間)または、病気や心身に障害があり、保育できない場合。
- 4 病人の看護など→長期にわたる病人や心身に障害のある人がいて、親がいつもその看護にあたっており、保育ができない場合。
- 5 その他→保育に欠ける特別な事情がある場合。

入所の承諾は、状況調査のうえ行います。



◎新規入所申し込み時に必要な提出書類は・・・

(ア) 入所申込書

(イ) 父母の平成12年分税資料(給与所得者は源泉徴収票、所得税確定申告者は、確定申告書の控え)

(ウ) 母親が保育に欠ける証明書(どれか一つ)

- a 母親が勤め(常勤、パート、内職)をしている場合は、事業所の証明書(在職証明書)
- b 母親が自営業または農業に従事している場合には、民生委員の証明書(就労申立書)
- c 母親が出産の場合は、母子手帳の写し、病気の場合は、医師の診断書
- d 母親が看護にあたっている場合は、民生委員の証明書(看護申立書)

(エ) 世帯状況調査票(但し、入所児童の世帯に保護者以外の者が同居している場合のみ)

(オ) 口座振替依頼書

◎継続入所申し込み時に必要な提出書類は・・・

(ア) 父母の平成12年分税資料(給与所得者は源泉徴収票、所得税確定申告者は、確定申告書の控え)

(イ) 母親が保育に欠ける証明書(どれか一つ)

- a 母親が勤め(常勤、パート、内職)をしている場合は、事業所の証明書(在職証明書)
- b 母親が自営業または農業に従事している場合には、民生委員の証明書(就労申立書)
- c 母親が出産の場合は、母子手帳の写し、病気の場合は、医師の診断書
- d 母親が看護にあたっている場合は、民生委員の証明書(看護申立書)

◎保育の実施期間

平成13年4月1日(日)から小学校就学期に達するまでの間で保育に欠けると見込まれる期間

※各保育所(園)の情報提供を下記にて行なっていますので、入所準備の際活用してください。

●市民生活課または福祉事務所窓口でパンフレットの閲覧コピー

●都留市ホームページ(<http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>)

に「保育園のごあんない」を掲載

情報提供は行なっていますが、実際に保育所(園)に行き、環境や雰囲気など感じて、お子さんにあった園選びをしてください。
問合先 福祉事務所 社会福祉担当

城下町奉行だより

侵入ドロボウに注意

①最近テレビや新聞で取り上げられている新種の侵入ドロボウの手段にビックキングというのがあります。ビックキングとは、針金のようなものを数本用いて、鍵穴に差込み、鍵穴をのぞきこみながら少しずつ解錠していくというものです。

ビックキングによるドロボウの被害は、今のところ主に首都圏の高層マンションを中心にでていますが、首都圏に近い山梨県も、油断はできません。

ビックキングの被害にあわないために、次のような方法があります。

▼補助鍵をつける ▼鍵をつけかえる

▼防犯ブザーをつける

②郡内地域では、「事務所荒らし」の被害がこのところ続きました。事務所は人の出入りが多いところですから、金品や高価なものはむやみに人目のつくところには置かないようにしましょう。都留市内で営業所または事務所をお持ちの方は、次のことに注意して下さい。

▼事務所内に現金・貴重品を置かない
▼貴金属を扱う店舗内は保安装置を設置する
▼店舗などを閉めるときは、レジの引出しは開けておく(レジを壊されると被害が大きくなります)

▼営業時間内などは事務所内をカラにしない
③一月十日は、一一〇番の日です。これにちなんで、警察では、統一スローガンとして

「わが街の 安全・安心 一一〇番」を掲げ、地域住民のみなさんの、生活の安全と安心を確保するために努めています。一一〇番は緊急の連絡手段です。いたずら電話は一一〇番がかかりにくくなり、緊急性が失われてしまいます。いたずらはやめましょう。

また、警察相談専用電話は次の番号をご利用下さい。

☎ #9110または055(233)9110